

## I-4 災害対策本部設置基準と教職員の動員体制について

種 類	基 準	配備職員
第一配備態勢	<ul style="list-style-type: none"> <li>・局地的な災害が拡大し、又は、拡大する恐れがあるとき</li> <li>・震度5弱の地震が発生したとき</li> </ul>	校長、教頭、防災主任、教務主任
第二次配備態勢	<ul style="list-style-type: none"> <li>・局地的な災害が拡大し、又は、拡大する恐れがあるとき</li> <li>・震度5強の地震が発生したとき</li> </ul>	校長、教頭、防災主任 教務主任、事務、用務員
第三次配備態勢	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内全域にわたる災害が発生し、又は、発生する恐れがあるとき</li> <li>・震度6弱以上の地震が発生したとき</li> </ul>	全職員 ※緊急メールが管理職より配信される。

※配備態勢に関しては、家庭状況や飲酒の有無に伴い自己判断を加えるものとする。

### ◎地震・津波避難場所について

- ・校舎が安全な状況にあるときには、校庭には避難せず、校舎内に留まる。
- ・津波警報・大津波警報が発令されたときは、校舎3階以上に避難する。
- ・校舎が被災したり、火災等で避難不可能になったりした場合、鳥揚地区にある流留配水場に避難する。

### ◎原子力発電所の事故に対する対応について

原子力発電所発電所に事故があった場合は、直ちに屋内に避難し、石巻市当局からの指示を待つ。避難については、石巻市と連携し、自衛隊等の関係諸機関の指示に従う。

## ◎地域と連携した防災計画の策定について

地域・万石浦小学校と連絡し、地域防災協議会を立ち上げ、各種マニュアルを整備し、防災避難訓練の実施を計画する。

### 地域防災協議会

- 校長，防災主任，教頭
- 行政区長
- 民生委員
- 地区リーダー
- PTA 本部役員代表
- 地区警察交番，消防署代表

- 地域防災要項
- 地域避難マニュアル
- 避難所対応マニュアル
- 避難所運営マニュアル